第１節　外国子会社からの配当等（A）

１．総論

法人が、外国法人から利益の配当等を受ける場合、第８章の「受取配当等の益金不算入の規定」は適用されなかった。しかし、これをそのまま益金として課税してしまうと、国内への配当が抑制され、日本経済の発展が阻害されてしまう。そこで、国際間における二重課税を排除するため、一定の要件を満たす外国法人（＝**外国子会社**）**からの配当等**については、**益金不算入する**こととしている。

２．外国子会社の意義〔法 23 条の 2 第 1 項〕

外国子会社とは、以下の①と②を満たす外国法人をいう。

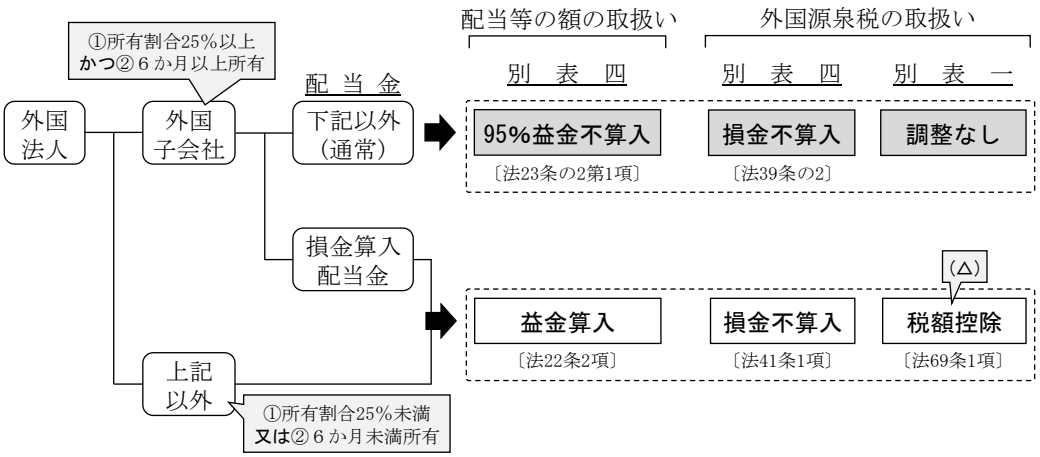
> ①：発行済株式の総数又は出資金額の **25%以上**を所有していること
> ②：配当等の支払義務確定日以前**６か月以上**引き続いて所有していること

３．益金不算入額〔法 23 条の 2 第 1 項〕

外国子会社からの配当等の益金不算入額（減算）＝ 配当等の額 － 配当等の額 × ５%

４．外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等

外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等は、「外国子会社から受ける配当等の益金不算入」の規定の適用を受けるか否かにより取扱いが異なる。詳細は以下のとおりである。



【損金算入配当金】

通常、配当は損金として認識されないが、一部の国では外国子会社が親会社に対して支払った配当金を外国子会社の所得金額の計算上、損金算入することが認められている。この場合、損金算入される配当金を益金不算入にしてしまうと、現地の法人税に相当する税が課されず、国際的二重非課税となる問題が発生してしまうため、国際的な租税回避を防止する観点から、損金算入配当金については、益金不算入の対象とならない。